

伯耆町乳児家庭保育支援手当支給事業

伯耆町では、少子化対策と親子の愛着形成をはかるため、乳児を家庭で保育している保護者に対し、手当を支給して経済的支援を行っています。

対象者の要件

- ・町内に住所があり居住している方で、乳児を保育所や施設などに預けず、家庭で保育していること
- ・生活保護法による保護を受けていないこと
- ・居住の理由が里帰り出産等一時的なものでないこと 等



支給予定日

支給対象月	支給予定日※
4月分・5月分	令和8年 6月18日(木)
6月分・7月分	令和8年 8月20日(木)
8月分・9月分	令和8年10月15日(木)
10月分・11月分	令和8年12月17日(木)
12月分・1月分	令和9年 2月18日(木)
2月分・3月分	令和9年 4月15日(木)

※4/1 時点の予定です。金融機関の営業日等の関係で変更となる場合があります。

- ・支給予定日は、偶数月の第3木曜日です。
- ・支給についての通知はお送りしません。支給日後に、通帳記帳等でご確認ください。
- ・転出により受給資格を消滅したときなどは、随時支払いを行います。
- ・児童が、保育所等に入所されたときは、入所日の属する月(1日入所の場合は前月分)までを支給します。

必要な届出

○次の場合は、届け出が必要です。

- ・転出・離婚等により、受給者が児童を監護しなくなったとき(消滅届)
- ・受給者及び児童の住所や氏名を変更したとき(変更届)
- ・受給者が、仕事を退職し育児休業給付金を受給しなくなったとき／育児休業給付金等を受給していなかった受給者又は受給者の配偶者が、育児休業給付金等を受給することになったとき(変更届)

※手当の支給額が変わる場合があります。必要な届出がされないまま誤った受給をしていた場合、手当を返還いただきますのでご注意ください。

- ・受取口座を変更したいとき(受給者の変更は原則できません)

○次の場合は、届け出は不要です。

- ・児童が、保育所等に入所したとき

子育てに関する相談窓口のご案内

各種、窓口へお気軽にご相談ください。

母子健康手帳、乳幼児健診、歯科健診、子育て相談日、産後ケア、児童手当、保育所、ファミリーサポート、ショートステイなど	福祉課 子育て支援室 電話 0859-68-5533
医療費助成など	健康対策課 健康増進室 電話 0859-68-5536
乳幼児と保護者の交流の場(にこにこ土曜日、わくわくひろば、マタニティー&ベビーひろばなど)	子育て支援センター(パルプラスオン内) 電話 0859-39-8011